Ⅳ 刑事手続の流れ

犯人や犯罪の事実を明らかにし、犯人に適正な刑罰を科す手続のことを刑事手続といいます。刑事手続には、警察、検察庁、裁判所等の機関が関わります。

警察

犯罪が発生すると、様々な捜査を行って、犯人を特定するとともに犯罪の証拠を集める活動を行います。警察が行った捜査の結果は、検察官に送られます。

検察庁

検察庁の検察官は、事件を捜査し、犯人を起訴（裁判にかけること）するか、不起訴（裁判にかけないこと）にするかを決めるとともに、犯人を起訴した場合には、裁判で犯人が罪を犯したことを証明する活動を行います。

裁判所

裁判所の裁判官は、検察官の起訴を受けて裁判を行います。裁判では、裁判官が検察官の主張と犯人側の主張の両方を聞いた上で犯人が罪を犯したかどうか、罪を犯したと認められる場合には、どのような刑罰を科すべきかを判断し、判決を行います。

刑事手続は大きく、捜査と裁判の２つの段階に分かれています。
また、
　犯人が20歳以上の場合（P13 ～）
　少年（20歳未満）の場合（P16 ～）
でこれらの手続が異なります。

一般的な刑事手続（犯人が20歳以上の場合）

捜査等

犯人を特定し、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を**捜査**といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、48時間以内にその身柄と共に事件を検察官に送ります（**送致**）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束（**勾留**）の請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されます。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

被疑者が逃亡するおそれがない場合等には、被疑者を逮捕しないまま取り調べ等を行い（**任意捜査**）、証拠を揃えた後、捜査結果と共に事件を検察官に送ります（**書類送致**）。

検察官は、警察から送致された書類や証拠を精査するとともに、検察官自身でも被疑者の取調べや被害者の事情聴取等の必要な捜査を行い、被疑者を**起訴**するかどうかの処分を決定します。起訴された被疑者を被告人といいます。

起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の犯罪について書面審理で裁判を請求する略式命令請求等があります。

勾留中の被告人について、公判請求した場合には、勾留が継続します。

不起訴となった場合、被害者等の方は、検察審査会にその処分の当否について審査を申し立てることができます（※）。

※　検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。
　検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったとき等に審査を始めます。
　審査の申立てや相談に費用はかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。

被告人が勾留されている場合、一定額の保証金を納めること等を条件として、身柄を釈放する保釈という制度があります。保釈の請求は、起訴された後から判決が確定するまでの間に被告人側から裁判所に対して行われる可能性があります。

保釈の請求があった場合には、検察官が、被害者等の方からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保も考慮して裁判所に意見を提出します。また、被害者等通知制度による通知を希望された方に対しては、請求の結果を連絡します。

※　被害者等通知制度の相談窓口は、P32 ～をご覧ください。

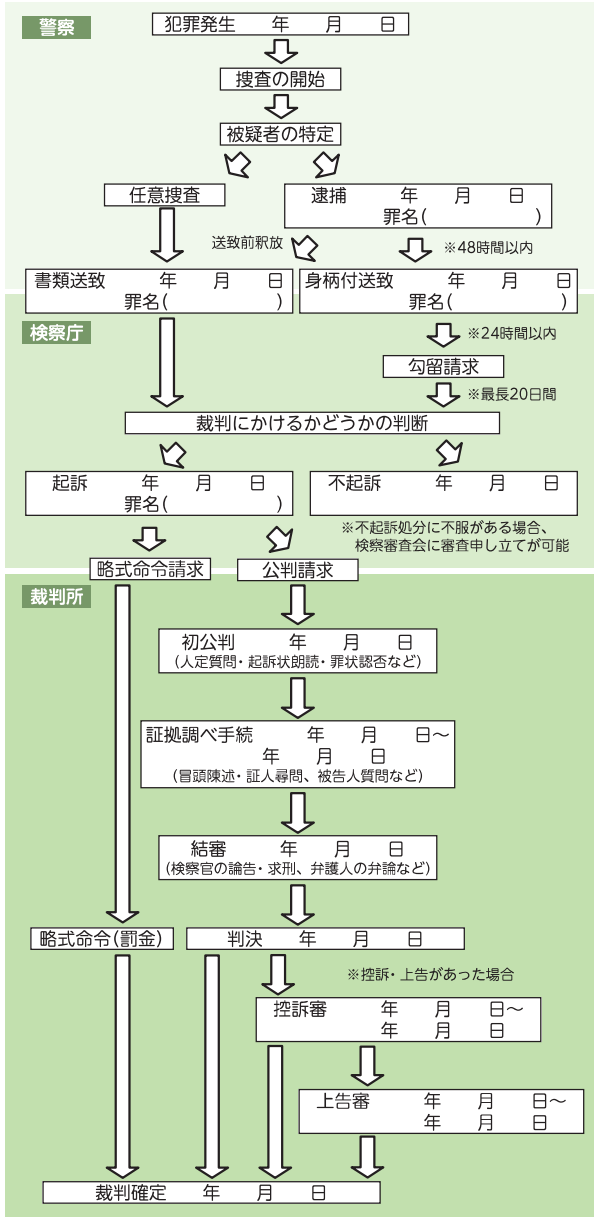
裁判

検察官が起訴（**公判請求**）した後は、裁判所で公判が開かれ、事件の審理が行われます。具体的には、証拠の提出、証人尋問や被告人質問等が行われ、最終的に裁判所によって判決が下されます。

殺人、強盗致死傷、危険運転致死等の一定の犯罪については、選挙権のある国民から選ばれた裁判員が刑事裁判に参加する制度（**裁判員制度**）があります。

検察官や被告人が判決の内容に不服がある場合には、１つ上の裁判所に再度判断を求めることができます（**控訴審・上告審**）。

〈犯人が 20歳以上の場合〉



□：被害者等が協力を求められることがある手続
○：支援等の制度(要件あり)

□ 事情聴取、被害届等　P19
□ 供述調書作成　P19
□ 証拠品の提出　P20
□ 実況見分等立会い　P20

○ 捜査段階における情報の保護　P34
○ 被害者連絡制度　P27

□ 事情聴取　P21
□ 供述調書作成　P19
□ 証拠品の提出　P20
□ 実況見分等立会い　P20

○ 裁判段階・判決後における情報の保護　P34
○ 被害者等通知制度　P32

○ 裁判段階・判決後における情報の保護　P34
○ 刑事和解制度　P37
○ 損害賠償命令制度　P37

○ 優先傍聴　P36
○ 心情等の意見陳述　P36
○ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付　P36
○ 公判記録の閲覧等　P36
□ 証人出廷
○ 証人尋問における
・付添い・遮へい　P35
・ビデオリンク方式　P35
○ 被害者参加制度　P38
○ 国選被害者参加弁護士制度　P38
○ 被害者参加人への旅費等支給制度　P38
○ 被害者等通知制度　P32

※ 各段階で、法テラスによる犯罪被害者等法律援助が利用できる可能性があります。

犯人が14歳以上20歳未満の場合

捜査等

14歳以上の少年による事件は、犯人が20歳以上の場合と同様に警察が捜査を行います。

捜査の結果、14歳以上18歳未満の少年による事件であって

- 法定刑が拘禁刑以上の刑に当たる罪の場合は、検察官に送致します。送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。
- 法定刑が罰金以下の罪の場合は、警察から直接、事件を家庭裁判所に送ります。

18歳以上20歳未満の少年（**特定少年**）による事件は、法定刑にかかわらず、全て検察官に送致され、送致を受けた検察官は、取調べ等の必要な捜査をした後、犯罪の嫌疑があると判断したときは、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について必要な調査を行い、**審判**（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

裁判所が、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと判断した場合には、審判を開始しない（**審判不開始**）決定をし、その時点で手続が終了します。

他方、裁判所が、審判を開始するのが相当であると認めた場合には、審判開始決定がなされます。

審判では、少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内で少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等の**保護処分**の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には**不処分**の決定を行います。

少年が凶悪な罪を犯した場合等、20歳以上の者と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察官に送致する決定をします（**逆送**）。この場合、検察官は、原則として事件を起訴し、少年は20歳以上の者と同様の刑事手続によって裁判を受けることになります。

犯人が14歳未満の場合

調査等

14歳に満たないで刑罰法規に触れる行為をした少年（**触法少年**）については、その事件について警察が必要な調査を行います。調査の手続では、少年の逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・捜索等の強制処分をすることができます。

警察は、調査の結果、少年の行為に応じて、事件を児童相談所に送致するほか、送致しない場合には、児童相談所に通告することができます。

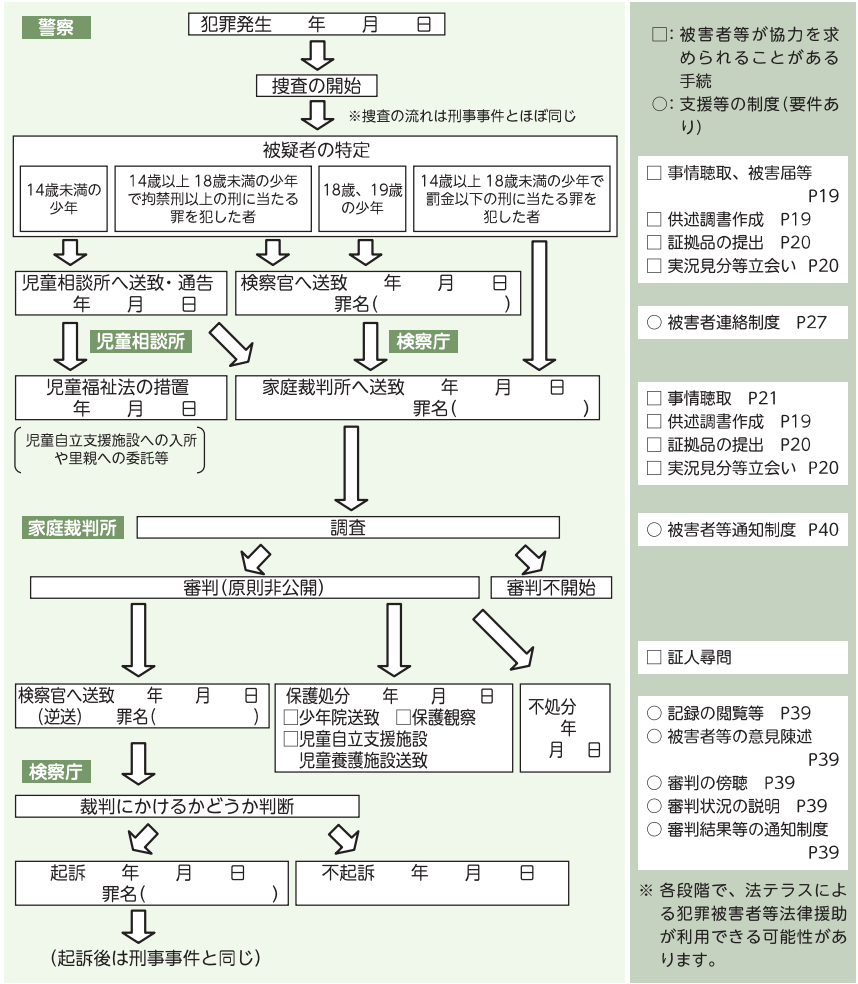
児童相談所における措置

事件の送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとるほか、家庭裁判所の審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送ります。

警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。

家庭裁判所に送られた事件に係る少年は、14歳以上の少年の場合と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けることになります。

〈犯人が少年の場合〉



⚠ 犯人の年齢に注意

犯人が少年の場合は、原則として少年審判手続によることになりますが、少年の年齢によって手続が異なります。

警察からお願いすること

被害者等の方には、次のようなご協力をお願いすることがあります。
そのことで負担をおかけすることもありますが、犯人を特定し、処罰するために必要なことですので、ご理解をお願いします。

事情聴取、被害届等

警察に被害の届出をすると、担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子等について詳しく事情をお聞きします。思い出したくないこと、言いたくないこともあると思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするための捜査上の必要があってお尋ねするものです。また、被害の状況を書類で届出する被害届を作成したり、事情聴取した内容を詳しく記載した供述調書を作成したりする場合があります。

警察に事情を話すことで仕返しされるなどの不安があるかもしれませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全確保のための措置を講じています。

また、被害の状況に応じ、できる限り事情聴取を行う捜査員の性別にも配慮しています。

※　安全確保のための措置は、P31 ～をご覧ください。

医療機関での診察

被害にあい負傷したときには、事件の立証のために、医師が作成する診断書が必要となる場合があります。

性犯罪の場合は、医療機関で必要な医療や検査を受けるとともに、犯人の体液等、犯人を特定する重要な証拠資料を採取する必要があります。

医療機関での初診料、診断書料、緊急避妊の措置等の費用は公費で支出できる場合があります。

証拠品の提出

犯罪を立証するため、例えば、被害当時に着用していた衣服や所持品等を提出していただくことがあります。

提出物については、証拠品として保管する必要がなくなればお返し（**還付**）します。また、所有者が返却を要しないものは、提出時の放棄の手続（**所有権放棄**）により、保管の必要がなくなった時に処分されます。

証拠品を保管する必要がある場合でも、所有者の請求により、仮にお返し（**仮還付**）できる場合もあります。

実況見分等への立会い

被害者等の方には、警察官の実況見分や裁判所の令状に基づく検証を行うため、犯行現場等の確認に立ち会っていただくことがあります。

ご遺体の解剖

被害者の方がお亡くなりになった場合、その原因を明らかにするため、ご遺体の解剖を行うことがあります。

裁判所の令状に基づいて行う司法解剖の結果、故意の犯罪による被害が明らかになった場合、ご遺体の検案書料や搬送費、修復費を公費で支出する制度があります。

民事訴訟を検討している方へ

警察で証拠化した捜査資料（警察が撮影した怪我の状況や電子メールやＳＮＳ等の送受信履歴等）は、後に提供することはできません。

民事訴訟等で裁判所への提出を見込む場合は、ご自身でも、怪我等を写真撮影するなど資料の保存・記録化をお願いします。

検察庁からお願いすること

検察官は、警察から送致された書類等を確認していますが、自らも被害者等の方の事情聴取を行うことがあります。

警察官と同じ内容を聞かれる場面もあるかもしれませんが、これは検察官が被疑者を起訴するか、どの程度の刑罰を求めるかなどを判断するために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

裁判が行われると、被害者等の方には、裁判で証言していただくことがあります（**証人尋問**）。

証人尋問がある場合には、事前に検察官との打合せが行われます。